

中近世移行期村落における宮座と家

大和国竜門惣郷を中心に

蘭部寿樹

Miyaza and the Family in Villages in the Transition Period from the Middle Ages to the Early Modern Times: Focusing Yamato-no-kuni, Ryumonso

はじめに

- ① 竜門惣郷の祭祀組織
- ② 竜門惣郷と家
- ③ 竜門惣郷と新座衆
- ④ 竜門惣郷と村
おわりに

【論文要旨】

本論文は、中近世移行期（一六世紀～一七世紀中期）の村落における宮座と家との関連を考察したものである。

研究対象は、竜門宮（天満宮・大汝宮）を結節点とする、大和国竜門惣郷（現奈良県吉野郡吉野町竜門地域）である。竜門惣郷は、小河川灌漑を基盤として、竜門七郷（西方・竜門川流域）から東方（津風呂川流域）へと展開した地域である。

竜門惣郷の頭役帳である大頭人衆日記の記載の変化から、一六世紀中期までに竜門惣郷宮座に家の論理が導入されたことを明らかにした。宮座に導入された家の論理は、本来は座衆相互の平等規範であった。そして家の継承による座の継承が規範化し、また宮座によって座衆の家の継承が認知されるようになったものと思われる。

そして当該期、家の全般的な確立・普及を背景にして、宮座から従来排除されていた階層が、新座衆として台頭してきた。それは、惣郷財政の動揺と家役の賦課を契機

としたものであった。宮座における家の論理の導入は、結果的には宮座を変質させる回路となったのである。

新座衆の台頭は、竜門宮頭役の惣地下営みという形で個別村落宮座を顕在化させた。地域別勤仕順の形成と惣地下営みによる頭役勤仕は、祭祀者の意識を次第に竜門惣郷宮座から個別村落宮座へと傾斜させた。そこに惣郷祭祀と個別村落祭祀の二重負担という重圧が加わり、個別村落宮座に祭祀者が結集したため、近世の竜門惣郷宮座は次第に衰退していったのである。

最後に、中世から近世にかけての村落における宮座を村落内身分から家格制への流れのなかで把握することの重要性を指摘した。そしてこの課題を解明するために、村落文書上の「長男」の語義が「乙名」から「長子」へと変化する時期とその過程や背景を究明することが必要である。

はじめに

宮座を区分する概念として、「株座」・「村座」という用語がある⁽¹⁾。株座は村落のなかの限定されたメンバーだけで宮座が構成されるものを意味し、村座はひろく村落民に開放されたものを意味する。現在の宮座研究で、基礎的な概念としてひろく用いられている用語である。

ところで、この概念の提唱者である肥後和男氏は、株座・村座という区分は、家格・血筋による区別であると定義している。すなわち、株座・村座という概念は、家格制を前提にしたものなのである。

ここで注意すべきは、村落における「家」の形成のありかたである⁽²⁾。中世の村落において家はいまだ全般的には形成されてはならず、中近世移行期において全般的に普及・確立するのである⁽³⁾。中近世移行期とは、ここでは一六世紀から一七世紀中期までを意味する⁽⁴⁾。家格制は、当然のことながら村落における全般的な家の普及・確立を前提とするものである。したがって村落の家格制も、中近世移行期に一般的に形成するとされている⁽⁵⁾。

このような家研究を参照すれば、家格制を前提とする株座・村座という概念は少なくとも中世村落の宮座には適用できないといえよう。黒田俊雄氏は、中世村落に関する議論のなかで(中世)「宮座における株座形態」という用語を用いている⁽⁶⁾。このような認識は、村落及び宮座の研究において有益なものではない。「株」というありかたも近世的なものである。

民俗学の用語を安易に歴史学の用語として導入することは、民俗的事象の歴史性を見失わせることになる。株座という用語を中世村落の宮座に用いることは、宮座の歴史的な変遷を立体的に捉えようとする研究視角を阻害することにつながる。

萩原龍夫氏は、中世の宮座から近世の氏子への移行という枠組みを提示した⁽⁷⁾。それに対して安藤精一氏は、中近世一貫した宮座祭祀を主張した⁽⁸⁾。両者の議論は、祭祀組織という観点からのものである。問題なのは、いずれの議論も中世・近世それぞれの時代における祭祀組織のもつその時代特有の社会的な機能についての考察が不十分だということである。とくに中世から近世にかけての祭祀組織のもつ社会的機能の変化に対する視点が欠けていることは、両者の論争がその後生産的に展開しなかった大きな要因であるといえよう。

以上のような問題は、従来、宮座研究において宮座と家との歴史的な関連を軽視してきたことによるものである。中近世移行期村落において家が全般的に普及することを念頭におくと、それだけでもいくつかの課題が浮上してくる。たとえば、中近世移行期以前の宮座加入者の条件とは何であったのか。家の論理が導入される以前の宮座のありかたはどうであったのか。宮座と家とはどの時期にどのように関連していくのか、など。

本稿では、これらの課題のひとつとして、家が全般的に普及して中近世移行期村落において、宮座と家とがどのように関連していくのかという点について考察する。大和国吉野郡の竜門地域(現奈良県吉野郡吉野町)における、吉野山口神社を中心とする宮座集団である「竜門惣郷」を具体的な研究対象としたい。

当地域の研究文献は、本稿末の「竜門惣郷文献一覧」を参照されたい⁽⁹⁾。一九五三・四年に竜門地域にやや大規模な体系的調査がおこなわれ、主要な史料の発掘とその目録が提示された(文献③・④)。その後、全面的な研究が永島福太郎氏によって開始された(文献⑤・⑥)。現在、永島氏の研究を承けた朝倉弘氏の研究が竜門惣郷に関する定説的な位置を占めている(文献⑨・⑩)。

研究の傾向は、上田家文書を中心とした、中世の祭祀組織が主要なテ

一マとなっている。中近世移行期に關していえば、当該期に竜門惣郷の宮座が崩壊するという永島・朝倉説がほぼ定説となっている。近世の竜門惣郷については吉井敏幸氏の研究（文献⑩）があるが、中近世移行期については十分に議論されていない。

研究の主要な素材となっている上田家文書は、故上田竜司氏の保管文書である⁽¹⁰⁾。この文書群には、惣郷祭祀文書の他に譲状（上田二）や処分状（上田八）なども混在している。上田家と吉野山口神社との関係も明瞭ではなく、現地では上田家には蔵書家・文書収集家の面があるとも聞かされた。したがって上田家文書には、吉野山口神社文書以外の文書が混入している可能性も否定できない。

今回、諸般の事情から上田家文書を直接精査できなかった。本稿では、元興寺文化財研究所および吉野町立吉野歴史資料館所蔵の写真版を用いた。上田家文書の全貌説明は今後の課題である。

また前後三回、現地調査・史料調査を吉野歴史資料館の協力のもとでおこなった。その際、岩城隆利・永島福太郎「竜門村の古文書」（文献③所収）を目処として、上田家文書以外の史料を広く調査した。ところが、この目録に収載されている中近世移行期の主要史料がほとんど、今回の調査時点までに滅失していた。原因はわからないが、残念な事態である。

① 竜門惣郷の祭祀組織

古代の竜門地域には、吉野山口神社、高鉾神社、大名持神社が式内社としてあった。中世では、史料上、大名持神社（「大汝宮」）は確認できるものの、吉野山口神社、高鉾神社の称はみられなくなり、その一方で「天満宮」の称があらわれる。近世では天神之社（天満宮）と高鉾之社とが併存しているので、中世に吉野山口神社が天満宮にかわったと推測

される。

近世では、天神之社・高鉾之社・竜王之社・嶽明神之社が竜門二ヶ郷（竜門惣郷）の氏神であった⁽¹¹⁾。そして明治維新を機に天満宮は吉野山口神社と名称を変更し、宮郷は縮小して六ヶ村の鎮守となった（文献⑩）。神宮寺の大宮寺は廃止され、大名持神社は河原屋・立野の氏神となった。

通説では、この吉野山口神社（天満宮・天神社）、高鉾神社、また場合により大名持神社をも総称したものを「竜門の大宮」といい、竜門惣郷の宮座は「竜門大宮」の宮座であるという（文献⑨・⑩・⑫など）。

ところが、上田家文書（中世）では、「宮之ワタリロウカ」（上田一・永禄九年条）や「宮ノサウチ、宮ノアセチ」（上田一四）のように「宮」とあるのみで、「大宮」という表記は管見の限りみあたらない。通説で、「大宮」と称している根拠も明確ではない。

入衆や頭人を記録した史料のなかで、何の限定詞もなく単に「宮」と記載されているということは、この「宮」がまさしく当該頭役祭祀の対象であったからである。

大頭入衆日記（上田一）の応永七年条には次のような記事がみえる。
 応永七年^{カノ}へ九月四日座衆百姓評定云、
 天満宮神主殿・大汝宮神主殿両人座敷事、自今以後七日十日両度被仕可為御宝前□役事、名代子々孫々可被免置者也

ここには、天満宮、大汝宮とは別に「御宝前」という記載がみえる。この「御宝前」は、この記載からみて、あきらかに当該頭役祭祀の対象である。また同じく何の限定詞もなくただ御宝前とあることから、この「御宝前」と「宮」とは同一のものであるとみなしてよからう。

この「宮」及び「御宝前」にどのような固有の呼称が与えられていたのか、他の中世史料からはいまのところ何の情報も得られない。そこで本稿では、この「宮」・「御宝前」を「竜門宮」と仮称しておく。

表1 竜門惣郷の範囲

	1325年～ 1584年(1)	1522年(2)	1594年(3)	1671年(4)
1	—	伊良宇	色	色
2	—	大野	大野	大野
3	瓦屋	河原屋	河原屋	—
4	—	—	—	川平屋
5	—	栗野	栗野	栗野
6	香東	香東	香東	香東
7	—	—	—	香東
8	—	—	さら	さら
9	—	志賀	志賀	志賀
10	滝畑?	—	—	立野
11	—	辰野	立野	立野
12	—	田原	田原	田原
13	千股?	—	—	千股
14	—	津風呂	津風呂	津風呂
15	西谷	西谷	西谷	西谷
16	平尾	—	—	平尾
17	—	—	—	三津
18	—	牧	—	牧
19	峯寺	峯寺	峯寺	峯寺
20	—	屋柳	野柳	野柳
21	—	—	—	山
22	山口	山口	山口	山口
計	8箇所	15箇所	16箇所	21箇所

註(1) 正中2年～天正12年大頭入衆日記、上田家文書1号。地名は現在の大字に相当するもののみを五十音順に摘記した(以下同じ)。滝畑・千股の地名は史料中にはないが、同大字に属する小字表記が史料中にみえる。

- (2) 大永2年竜門荘莊民等起請文、談山神社文書246号。
(3) 文禄3年春日講頭集衆人数覚、上田家文書12号。
(4) 寛文11年宮移之能棧敷郷中割当一札、上田家文書。

また近世の志賀村本清寺三味の墓郷の範囲も峰寺村・志賀村・さくら村・平尾村・山口村・かわらや村・立野村の七ヶ村である。この墓郷が竜門七郷とほぼ合致するのも示唆的であろう。⁽¹⁵⁾

以上の点から考えて、はじめて史料上で竜門惣郷祭祀が確認できる一四世紀前期には、「竜門七郷」(山口・平尾・西谷・佐々羅・峯寺・香東・川原屋などの村)が竜門(惣)郷の基本的な構成であったと考えた方がよいのではなからうか。

また、さきの記事では、「御宝前」における天満宮神主、大汝宮神主二人の座席が問題となっている。ここから、竜門宮の下位に天満宮・大汝宮があるものと思われる。そこで、竜門宮は天満宮(吉野山口神社)と大汝宮(大名持神社)とから構成されているとみなしておきたい。⁽¹²⁾

竜門地域には、中世、興福寺別当領として竜門荘が設定されていた(文献⑨・⑫)。上田家文書にも「竜門庄山口郷ノ内字湯尻ノ元宗国名」(上田五)、「竜門之庄志賀里」(上田六)・「竜門平尾領之内」(上田一〇)というように荘号がみえる。近世の地誌『大和志』では、竜門荘として佐々羅、瀧畑、東千股、志賀、西谷、香東、色生、山口、峯寺、平尾、大野、小名、牧、田原、栗野、津風呂、川原屋、立野、三津、矢治、柳の二ヶ村があげられている。⁽¹³⁾ 竜門惣郷の祭祀が荘鎮守の祭祀を継承したものとみられることから、従来の研究ではこの二ヶ村を惣郷

鎮守の祭祀圏すなわち竜門惣郷とみなしている。

一四二四(応永三二)年の史料には、「竜門七郷」という称がみえる。⁽¹⁴⁾ 七郷の範囲は不明だが、同じく『大和志』のあげる吉野山口神社(天神)の祭祀圏、山口・平尾・西谷・佐々羅・峯寺・香東の各村に、大名持神社の祭祀圏である河原屋村を加えたものに相当するのではなからうか。

表1は、主要史料にみられる竜門惣郷関係の地名をあげたものである。表1の(1)には大頭入衆日記にみえる地名をあげたが、それは瓦屋・香東・西谷・平尾・峯寺・山口及び瀧畑・千股である。これは、さきにもみた竜門七郷の郷数(村数)に近似している。

近世の竜門宮郷のなかに「二郷半」という村々があった(文献⑩)。それは宮郷二ヶ村を東西「二郷」にわけたうちの「半」分という意味で、山口・西谷・平尾・佐々羅・峰寺・香東の六ヶ村と志賀・河原屋・立野まで含まれる。宮郷二ヶ村は竜門宮の造営などの臨時費のみを負担するが、二郷半の村々は竜門宮の経常費をも負担する中核の宮郷であったという。近世の二郷半が、竜門七郷とほぼ重なっているのである。

一方、「惣郷」の称は、「竜門七郷」の称より史料上ややおくれて一四五五（康正元）年（上田一三）や一五七七（天正五）年（上田一五）にみえる。

表1の(2)欄は、多武峰に提出した竜門荘莊民等起請文に記された地名であるが、全部で一五ヶ所ある。(3)の春日講頭集衆人数覚の地名数もほぼ同様である。このように一六世紀には竜門惣郷は一五く六ヶ村で構成されており、近世の竜門宮郷二ヶ村にほぼ匹敵する規模が確認できるのである。

これは、竜門七郷が発展してさらにその他の地域をあわせて竜門惣郷となつていったことを示すものではなからうか。

ところで、竜門荘は「両庄」（上田一三）や「東方庄屋・西方庄屋」という表記にみられるように、東方・西方にわかれていた。秋山日出雄氏によつて、竜門荘西方と東方は次のように推定されている（同「竜門庄の概観」、文献③所収）。

西方：志賀・辰野・河原屋・峰寺・西谷・山口・香束・佐々羅・平尾
 東方：柳・大野・牧・栗野・田原・色生・津風呂・屋字

ここで問題となるのは、さきにみた「竜門七郷」の推定地域、すなわち山口・平尾・西谷・佐々羅・峰寺・香束・川原屋などの村がほぼ西方の地域と重なっている点である。ここからみて、西方・東方という区分が均質な地域区分とはいえないことをうかがわせる。

この「両庄、西方・東方」という区分は、中世後期にみえる「莊域」の東西なのである。また従来の研究では、竜門東西両莊全域を竜門惣郷祭祀の範囲とアブリオリに想定している。しかし、莊域と惣郷祭祀の範囲とが合致していなければならないという理由はない。

ここで注目したいのは、従来の研究でも指摘されているように、西方が竜門川流域であり、東方が津風呂川流域だという点である（文献⑥・⑧¹⁷）。竜門川は、竜門岳より発し、岳川・志賀川の支流を併せて河原屋

で紀ノ川に流入する小河川である¹⁸。津風呂川は、大宇陀町の関戸峠付近より発し、大茂川・栗野川・田原川・小名川を併せて津風呂ダム・紀ノ川に流入する小河川である。

「造宮方仕日記」（上田一三）には、次のような記載がある。

五百文大野ノ高樋ノ代沙汰米一石五斗太郎兵衛殿ノ地所ヲ定五月廿二日也

一斗大野ノ高樋ノ代言時両度飯米大坊シカエ五月廿二日

（中略）

五十文サウメン代五月廿二日タカヒノトキ （高樋） 大坊シカエサウメン
 四十文白酒代五月廿二日タカヒノトキ

ここにみえる大野とは東方の大野であろう。竜門惣郷が大野にかけた高樋の代などを支出していることがうかがえる。

西方・東方がそれぞれ小河川の流域であることと、この高樋と惣郷との関連とをあわせ考えると、竜門惣郷（西方・東方）は小河川灌漑を基盤とした集団ではないかと思われる。灌漑に関してはいまだ十分に調査し得ておらず詳細は今後の課題だが、いまのところこのように推定しておきたい。

以上の点から竜門惣郷祭祀は、小河川灌漑を基盤として、竜門七郷（西方）から発展して東方へと地理的範囲を拡げていったものと思われる。

最後に竜門惣郷の構成員についてみておこう。「大頭入衆日記」のなかで座衆を形容した記載として従来注目されていたのは、「公事家」である（文献⑤・⑦・⑨）。そして従来の研究では、この記載から竜門惣郷の座衆は公事家であると規定されてきた。しかし、座衆の全員に公事家の表記がなされているわけではない。というよりも四七九人ほどの入衆・大頭のなかで公事家と表記されているものは、わずか一人である（後掲の表6）。

従来の研究では、こうしたごく一部の記載から何故に座衆全員を公事家と規定できるのかという点に関する明確な説明はなされていない。この公事家記載からはむしろ一般の座衆は公事家ではないとみたほうが自然であろう。

また座衆Ⅱ公事家論でいまひとつ問題なのは、実態としての年貢・公事負担者ということと史料用語としての「公事家・公事屋」とを曖昧にしたままで議論をしている点である。座衆を実態としての年貢・公事負担者として議論するのであれば、時期的な問題からみても、まずは名主職や百姓役との関連を追究すべきであろう⁽¹⁹⁾。

以上の点から本稿では、座衆Ⅱ公事家論はとらない(竜門惣郷における公事家については後述する)。

いまひとつ特徴的な記載として注目されるのは、「庄屋」である。これは近世の村役人のイメージによるものであろうか、公事家とは異なり、従来の研究でも座衆一般を庄屋とする論はない。同じく大頭入衆日記に散発的にしかみえない呼称であるのに、公事家は座衆の指標として用いつつ、庄屋は指標としないというところに、従来の議論における史料操作の恣意性が指摘されよう。いずれにせよ、庄屋が座衆一般をさすものではないという点は、従来の見解に従っておく。

また「座衆百姓」という表記もみられる。しかし、中世後期における百姓身分の拡散状況⁽²⁰⁾からみて、この記載から座衆の特質を導き出すことは困難である。

そこでいまいちど「大頭入衆日記」に目をむけると「井トナミハン」(大永七・天文五年条)という記載が注意される。これは、大頭勤仕の順番ということであるが、この記載の前後の箇条からみて一定の原則のもとに勤仕順が決められていたことがうかがえる。

この大頭勤仕順との関係で注意されるのは、同じく大頭入衆日記のなかの「子トモ頭ノアタリ次第」(明応三年条)という記事である。この

記載は「子トモ頭」という頭役なのか「子トモ」の「頭ノアタリ次第」なのか不明確な点があるが、いずれにしる子供の入座順に頭役が当たっていることをうかがわせるものといえよう。このことは、後述する親の「ヲリ頭」(大頭勤仕後の退座)と子の入座(入衆)との関連という慣行からも想定できる点である。

こうした慣行は、この集団が年齢階梯制的なシステムをもっていることを裏付けているものといえよう。となれば、旧稿で指摘したように、中世後期村落の乙名・村人身分、中近世移行期村落の年寄衆・座衆身分がこれに相当するものといえるだろう⁽²¹⁾。

乙名・村人身分、年寄衆・座衆身分は、中世前期村落の古老・住人身分と同じく、村落内身分である。村落内身分とは、村落集団によりおのおの独自に認定・保証され、一義的にはその村落成員の間で通用し、村落財政により支えられた身分体系のことである。すなわち村落内身分とは、村落財政に支えられて存在する、村落固有の身分秩序なのである。

また、これらの村落内身分は、集団加入年齢(年薦)による階梯的な秩序(「村の薦次」と、頭役や烏帽子成・官途成の直物など村落公事の負担(「村の成功」)とによって維持される身分なのである。そこで、このような身分のありかたを「薦次成功身分」と呼んでいる。

上田家文書には、このような身分呼称はみられない。しかし、上述したような頭役慣行からみて、中世後期及び中近世移行期の竜門惣郷の座衆を乙名・村人身分、年寄衆・座衆身分とみなしておきたい。

この推定の当否はともかく、重要なのは竜門惣郷の座衆がきわめて限定的な集団であるということである。竜門七郷だけでも七ヶ村、竜門荘全域では(近世村落の規模で)二ヶ村である。この範囲で、毎年二・三人の入座、そして後述するように一五世紀末期からは入座者は一人となっていたのである。このような形で構成される座衆は、竜門惣郷内の、とくに個別村落のレベルではきわめて限定されたものとなるのだら

表2 跡・跡継一覧

No.	西暦	地 域	親の名	入衆・頭人名	跡・跡継関係記事	備 考
1	1408	(ニシタニ)	清三郎(跡)	女	跡(親の名の後)	親の名前の後に「跡」と記載あり。跡記載の初見
2	1410	不明(ヒラヲ)	(覚乗房?)	覚乗房跡	跡(本人の名の後)	ヒラヲ覚乗房は、1401(応永11)年入衆
3	1412	(ニシタニウチ)	ムロ	藤石	跡(親の名の後)	
4	1414	不明	(十郎殿?)	十郎殿跡	跡(本人の名の後)	
5	1417	不明(ミネテラ?)	齊六郎	齊六郎跡	跡(本人の名の後)	1395(応永2)年入衆ミネテラ齊六と「齊六郎」は、同一人か
6	1422	不明	■■■太夫御方殿か	■■■太夫御方殿跡	跡(本人の名の後)	■■■は惣社か
7	1438	(ミネテラ)		虎童	跡継=長禄4年鬼若丸	「大頭トマル・御供ハカリマイル」(御供頭の初見)。長禄4年鬼若丸が跡継
8	1439	不明(ミネテラ?)	齊六殿	左衛門次郎	跡(親の名の後)	齊六殿は、1417(応永24)年入衆齊六郎跡と同一人か。長禄4年鬼若丸の親
9	1440	(ミネテラ)	次郎四郎	五郎	跡(親の名の後)	
10	1444	(ヤマモト)	後山本	乗覚房	後山本跡ツキ	跡継の初見
11	1458	ニシタニ ムロ	助三郎	助三郎跡継	跡継	
12	1460	(ミネテラ)	左衛門次郎	鬼若丸	ミネテラ虎童跡	親の左衛門次郎は、1439(永享11)年入衆。寛正5年入衆鬼若丸と兄弟か
13	1460	ヤマモト	松石殿	松石殿跡継	跡継	
14	1463	ニシタニ スキモト		小太郎跡継	跡継	史料表記は小大郎
15	1465	ヒラヲ ナカノ	衛門五郎	衛門五郎跡継	跡継	入座のみか
16	1470	コウソク ヒカシ	長若	長石	(長)若の跡継	
17	1500	(ヲウタニ)		八郎	翌年に子が入座。香東東の跡継	1469(文明1)年九月頭香東東の長若の跡継か
18	1563	ヤマクチ タイモン		不明(跡継)	跡継	「山口大門アトツキニスル」

う。

竜門惣郷の座衆(乙名・村人身分、年寄衆・座衆身分)の背後には、座衆でない人々が相当数いたであろうことを念頭に置いておきたい。

② 竜門惣郷と家

1 跡・跡継

つぎに竜門惣郷の祭祀組織としてのありかたを頭役の変化という点からみてみたい。大頭入衆日記は一三二五(正中二)年から一五八四(天正一二)年にわたる入衆(入座者)と大頭勤仕者四七九人の記録である。⁽²²⁾ これから、この記録における一五世紀以降の変化について議論したい。⁽²³⁾

大頭入衆日記には、早い段階から「誰々之子」という記載がみえる。一三五五(正平一〇)年、頭人の藤内につけられた「ミ子テラ六郎之子」という注記がその初見である。この前々年に藤内当職事、前年に藤内山口が頭役を勤めており、これらの同名者と区別する必要からつけられた注記のようである。同じ正平一〇年条にみえる鬼若にも「ミカノヲ四郎子」という注記があるが、これは一三三七(嘉暦二)年の鬼若カヒヤと区別するためであろうか。また正平一〇年には他に孫七ヨクと孫六ヤマクチが頭役を勤仕しているが、この二人には誰々の子という注記はない。

以上の点から誰々之子という記載は、頭人を他の頭人と区別するために付されたものといえよう。ここにはまだ、親の座を子が継承するといふような観念はみられない。

その後、一五世紀初頭からあらわれるのが、「跡」・「跡継」という記載である。表2は、大頭入衆日記にみられる跡・跡継記載の一覧であ

る。これによると、跡の初見は一四〇八（応永一五）年、西谷清三郎跡子息女である。跡継の初見は一四四四（文安元）年、山本の覚乗房・後山本跡ツキである。跡は九例、跡継も九例みられる。

さらに跡・跡継にほぼ五〇年遅れてでてくるのが「屋次」という記載である。初見は一四五二（宝徳四）年である。表3をみると、全部で五三例あることがわかる。

跡・跡継の記載と屋次の記載には、どのような意味があるのだろうか。高牧實氏は、跡・跡継は女子も含む継承者の意であり、屋次は男子のみの継承を意味するものと指摘している（文献⑧）。確かに跡の初見例が女子の事例であるし、表3をみるとわかるように屋次には女子の事例はない。

しかし、跡・跡継で女子の継承者は初見例のみであるが、跡・跡継記載のない女子の入衆・頭人は五例みられる²⁴。したがって、女子の継承という点では、跡・跡継記載のあるものとならないものとの相違はみられないのである。

さらに問題なのは、跡・跡継や屋次という記載は一部の入衆にだけなされている点である。この点について、高牧説はなにも答えていない。そこで表2をみてみたい。表2の2番は「覚乗房跡」とある。これは、覚乗房という出家者のあとを継承した者の意である。このことは、跡・跡継記載が通常の子供による継承ではないという状況を想定させる。

跡・跡継記載以前でも、一三九七（応永四）年条に「但シ是ハミカノヲノ在家ヲ持ツニヨテナリ」とあり、また一三九九（応永六）年や応永九年、同一一年に「家ニツク」、「付屋」、「平尾六カイト二住、家ニ付」という記載が散見するのである。これらはいずれも何らかの事情で「在家」・「屋」を継承したことにより入衆となった事例である。しかも、この応永一一年の「平尾六カイト二住、家ニ付」て入座したのは、表2

（2番）にみえる覚乗房その人なのである。覚乗房じしんも異例な事情で入座し、その跡もやはり通例とは異なった形で継承されたのである。

以上の点から、跡・跡継とは一般的な子息による継承とは異なる場合に付された記載であると思われる。一見すると親子間の継承であつても、その関係や継承のありかたになんらかの特殊な事情があるときに跡・跡継の記載がなされたのであろう。跡・跡継の記載が一八例しかみられないことも、このような事情によるのではなからうか。

2 屋次

次に屋次についてみてみよう。屋次の初見例は、宝徳四年条入衆の「西谷ノ助五郎殿子息但シ屋次」と「ミ子寺五郎四郎トノ子息但シ屋次」である。ここでまず注意したいのは、この初見例には誰々之子という記載の後に「但シ屋次」という形で但し書きされていることである。

ここから、ふたつのことを確認しておきたい。まずひとつは屋次は、誰々之子という記載形式でなされていることと屋次の「次」（つき・つぐ）という記載からみて、通例の（親子間）継承であるという点である。そしてもうひとつは、その親子間継承のなかでも、但し書きされるような特別な事情をもつものであると思われる点である。すなわち、屋次は、親子間継承のなかでの特例として記載されはじめたのである。これは、屋次が単なる親子継承ではなく、「屋を次ぐ」すなわち家の継承であることを意味しているのではないだろうか。

ここで再び表3をみてみたい。表3によると、但し書き記載は初見の二例と一四五四（享徳三）年の一例のみである。これ以降の例には、但し書きが全くなくなる。

一五世紀中期、屋次に但し書き記載がなくなるのとはほぼ同時に、大頭を勤仕して二〜三年後に子が入座するという慣行がうまれてくる。初見

は、一四四一（嘉吉元）年に大頭を勤めた南・助次郎とその三年後の文安元年に入座した山口・助次郎子息（子の名前不明）の親子である。⁽²⁵⁾

これが、一四六八（応仁二）年からは父親が大頭を勤めた翌年にその子が入衆として入座する慣行へと変化していく。その初見は、同年の大頭ニシタニ新屋五郎四郎と翌年に入座したツル□鶴石丸の親子である。⁽²⁶⁾このように、頭役を終えて座を子息に譲る大頭は「ヨリ頭」と呼ばれている（大頭入衆日記明応三年条）⁽²⁷⁾。

親の退座と子の入座がセット化する事態。これは親の引退と子の継承が宮座頭役を介してなされていることを意味する。ここにはまだ家の継承という明確な観念はみられないが、親子間の継承を強く意識していることは明瞭にうかがえる。

屋次の但し書き記載がなくなるのは、このような流れを背景として、屋次という継承の仕方を異例とする観念が薄れてきたことを示している。

そして、当初は「誰々之子 屋次」という記載方式であったものが、一四七四（文明六）年の兵衛四郎から「名前 屋次」という記載方式にかわる。このように記載方式が変化した背景には、屋次記載の前年に屋次記載のある者の親が大頭を勤めるといふ慣行が形成していたことが指摘できる。

ここで注目したいのは、この兵衛四郎の例から、子が親と同じ名前を名乗っている点である。これ以前は、屋次記載のある者は「親の名前＋子」とあるのみで子の実際の名前は記載されていなかった。ところが、兵衛四郎からは、前年に大頭を勤めた親の名前と同じ名前を名乗りにしているのである。これは、家の要件のうちの「家名の継承」にあたるものといえよう。

さらに一四九六（明応五）年からは、入衆の名前の記載はなくなり、「地名 屋次」とだけ記載されているものがほとんどとなる。これは、

前年に親が頭役を勤め次年に（親と同名の）子が入座するという慣行が一般化したことを意味するものと思われる。

そして、一五五一（天文二〇）年を最後に屋次の記載はみられなくなる。これは、どうしてなのだろうか。

屋次記載がなくなる前、一五一九（永正一六）年から大頭入衆日記の記載は毎年入衆のみの記載となる。その一方で、それまでほぼ連年続いていた屋次の記載も消えるのである。その後一五三二（享祿五）年と天文二〇年に屋次記載が散発的になされて、屋次記載は全く消える。

享祿五年は、惣地下井トナミ（後述）で大頭が勤仕された年で入衆にはただ屋次とあるのみである。天文二〇年には「ニシタニ上杉本齊八入衆屋次」とある。これは齊六が大頭を勤仕し入衆が屋次であるということである。いずれも大頭勤仕記載がみられる点で、前後の年とは異なる特異な箇条なのである。

したがって大きな傾向としては、永正一六年に通例としての屋次記載がなくなり、入衆のみの記載にかわるのである。これは、大頭勤仕の翌年に大頭勤仕者の屋次が入座するという慣行が規範化したためなのではないだろうか。

3 宮座と家の論理

一五六三（永祿六）年を最後に、跡・跡継の記載もなくなる。これは、屋次による継承が規範化したことにより、それ以外の異例な継承関係を惣郷宮座が許容しなくなったことを意味するものと思われる。

入衆のみで大頭勤仕者が記載されなくなり、屋次や跡・跡継の記載が消滅するという大頭入衆日記の変化は、一六世紀前期から中期にかけて屋次による座の継承が普遍化しさらには惣郷宮座の規範となっていたことを物語るものといえよう。

これはまた、個々の座衆の家の継承を竜門惣郷宮座が認知し承認を与

表3 屋次一覧

No.	西暦	地 域	親 の 名	入衆・頭人名	屋次関係記事	備 考
1	1452	(ニシタニ)	助五郎殿	助五郎殿子	但し屋次	
2	1452	(ミネテラ)	五郎四郎殿	五郎四郎殿子	但し屋次	1468年九月頭のニシタニ新屋五郎四郎と同一人か
3	1454	不明	弥五郎殿	弥五郎殿子	但し屋次	
4	1455	ニシタニ コヤ	衛門九郎殿	衛門九郎殿子	屋次	
5	1455	不明(ニシタニ コヤ?)	三郎殿	三郎殿子	屋次。前年に親が九月頭	1470年大頭勤仕記事に「頭本」記載あり
6	1456	ニシタニ ラニシ ミナミ	刑部四郎	刑部四郎子	屋次	
7	1456	エノモト	次郎三郎	次郎三郎子	屋次	1499年九月頭の(ニシタニエノモト)次郎三郎は子か
8	1457	ニシタニ ラニシ	兵衛五郎	兵衛五郎子	屋次	「兵衛五郎之屋次」とのみ記載
9	1466	(ミネテラ ヲウヤ)	次郎左衛門	次郎左衛門子	ヲウヤノ屋次	
10	1466	ヒラヲ	藤二郎	藤二郎(子)	屋(屋次か)	1467年大頭勤仕記事には、子の記載無し
11	1468	ヤマクチ	助太郎	助太郎子	屋次	
12	1474	不明(ヤマクチ タイモン)	兵衛四郎	兵衛四郎	屋次。前年に親が九月頭	1503年九月頭ヤマクチ大門兵衛四郎は子か
13	1475	不明(ニシタニ カハヤ)	助七	助七殿	屋次。前年に親が九月頭	
14	1476	不明(ミネテラ)	五郎太郎	五郎太郎	屋次。前年に親が九月頭	
15	1477	不明(ニシタニ)	五郎三郎	五郎三郎	屋次。前年に親が九月頭	
16	1478	不明(ニシタニ)	左近四郎	左近四郎	屋次。前年に親が九月頭	
17	1479	不明(スキモト)	弥四郎	弥四郎	屋次。前年に親が九月頭	1508年九月頭、「サシカヒ」のため、ニシタニスキモト五郎四郎が代行
18	1480	不明(ヒラヲ ミナミ)	藤増	藤増	屋次。前年に親が九月頭	
19	1481	不明(ニシタニ コヤ)	鬼若	鬼法師	屋次(推定)。前年に親が九月頭	前後の箇条から、前年九月頭ニシタニシモコヤ鬼若を親と推定
20	1482	ニシタニ ミナミ	刑部三郎	犬石	屋次(推定)。前年に親が九月頭	前後の箇条から、前年九月頭ニシタニミナミ刑部三郎を親と推定
21	1483	ニシタニ エノモト	治郎太郎(二郎太郎)	二郎太郎	屋次(推定)。前年に親が九月頭	前後の箇条から、前年九月頭ニシタニエノモト治郎太郎を親と推定
22	1485	カワラヤ	幸増丸	幸増	屋次。前年に親が九月頭	
23	1486	ニシタニ ラニシ	長菊丸	長菊丸	屋次。前年に親が九月頭	親の地名表記は、「ニシタニ ムロ」
24	1487	ニシタニ ラニシ	松鶴丸	松鶴	屋次。前年に親が九月頭	
25	1488	ミカノヲ	次郎五郎	次郎五郎	屋次。前年に親が九月頭	
26	1489	(ミネテラ)	藤七	藤七	屋次。前年に親が九月頭	1518年九月頭ミネテラ藤七子は、子か
27	1490	(ヤマクチ)ヤマモト	金法師丸	金法師丸	屋次。前年に親が九月頭	
28	1492	ニシタニ	兵衛四郎	兵衛四郎子	屋次。前年に親が九月頭	
29	1493	ヒラヲ ナカノ		太郎	屋次。翌年に子が入座	名前は前後の箇条から推定。親の頭役に屋次記載があるのは異例
30	1493	(ミネテラ カト)	三郎五郎	三郎五郎子	屋次。前年に親が九月頭	
31	1496	ヲウキタ	右馬四郎	右馬四郎	屋次。前年に親が折頭。子供頭	前年に親死去によりヲリ頭勤仕。子供頭。子の名は前後の関係から推定
32	1497	ヤマクチ ミナミ	助次郎殿	助次郎	屋次(推定)。1494年に親が九月頭。子供頭	
33	1499	ニシタニ	藤千代丸	藤千代丸	屋次。前年に親が九月頭	名の記載無し。親子関係は前後の箇条から推定

34	1500	ニシタニ エノモト	次郎三郎	次郎三郎	屋次。前年に親が九月頭	名の記載無し。親子関係は前後の箇条から推定
35	1501	ヒラヲ カイト	信丸	不明(信丸子)	屋次。翌年に子が入座	名の記載無し。1449年入衆ヒラヲカイト信丸の子か
36	1501	ヲウタニ	八郎	助九郎	屋次。前年に親が九月頭	親子関係は前後の箇条から推定
37	1502	ヲウタニ	兵衛次郎殿	兵衛次郎	屋次。翌年に子が入座	1450年入衆ヲウタニ兵衛次郎殿は親か
38	1502	ヒラヲ カイト	不明(信丸子)	不明(信丸孫)	屋次。前年に親が九月頭	親子関係は前後の箇条から推定
39	1503	ヤマクチ タイモン	兵衛四郎	兵衛四郎	屋次。翌年に子が入座	1474年入衆兵衛四郎は親か
40	1503	ヲウタニ	兵衛次郎	兵衛次郎	屋次。前年に親が九月頭	名の記載無し。親子関係は前後の箇条から推定
41	1504	ヤマクチ タイモン	兵衛四郎	亀岩	屋次(推定)。前年に親が九月頭	親子関係は前後の箇条から推定
42	1505	ニシタニ カハヤ(カヒヤ)	助太郎	助太郎	屋次。前年に親が九月頭	名の記載無し。名及び親子関係は前後の箇条から推定。1428年入衆カヒヤ助太郎子は親か
43	1506	ミネテラ ナカニシ	熊五郎	熊五郎	屋次。前年に親が九月頭	名の記載無し。名及び親子関係は前後の箇条から推定
44	1507	ニシタニ ミナミ	弥三郎	弥三郎	屋次。前年に親が九月頭	名の記載無し。名及び親子関係は前後の箇条から推定
45	1508	ニシタニ	刑部三郎	刑部三郎	屋次。前年に親が九月頭	
46	1509	ニシタニ スキモト	五郎四郎	五郎四郎	屋次。前年に親が九月頭	
47	1514	ニシタニ カミコヤ		不明(屋次)	屋次	前年にカミコヤ惣地下が九月頭
48	1515	ヲクカウソク サマ	善三郎	善三郎子	屋次。前年に親が九月頭	地名の「サマ」記載は親の箇条から追記
49	1516	ニシタニ ムロ	太郎	太郎	屋次。前年に親が九月頭	
50	1517	ニシタニ ラニシ	済次郎	済次郎	屋次。前年に親が九月頭	名の記載無し。親の名から推定
51	1518	(ミカノヲ)	弥五郎	不明(弥五郎)	屋次。前年に親が九月頭	名の記載無し。前後の箇条から親子関係及び名を推定
52	1532	カウソク シモヲウタニ		不明(屋次)	屋次	地名は、同年大頭の香東下大谷惣地下から推定
53	1551	不明		不明(屋次)	屋次	

えることを意味する⁽²⁸⁾。個々の座衆にしてみれば家の継承が前提としてあって、それにもない座の継承がなされる。しかし竜門惣郷宮座の側からみれば、個々の家の継承よりも、それによって座が継承されることのほうが重要である。恒常化しつつあった屋次の記載がなくなり、大頭の記載も消え入衆のみの記載となったという大頭入衆日記の変化には、そのような宮座の姿勢が反映しているものと思われるのである⁽²⁹⁾。

村落上層における家の形成は、この時期以前になされている⁽³⁰⁾。しかし、家の論理が宮座集団に持ち込まれるのは、中近世移行期になってからなのである。

最後に、家の論理が竜門惣郷宮座の規範として導入された目的を考えてみよう。惣郷宮座の座衆において家が形成し確立したことが、前提である。この家の論理を宮座に持ち込んだのは、家の継承を座の継承の一環として規範化することによって、一つの家で座は一つということを座衆全員に強制するためではなからうか。これは、座衆各人の村落内身分を安定保証する意味がある。またその一方で、特定の座衆が多くの入座者をもって突出する状況を防ぐ機能も期待されていたであろう。家の論理導入以前の入座の条件などについてはいまだ不明な点が多いが、中近世移行期の宮座に導入された家の論理は一種の平等規範であったとみておきたい。

④ 竜門惣郷と新座衆

1 惣地下営み

次に大頭入衆日記にみえる、頭役の別の変化についてみてみたい。いままでみてきたように、頭役は個人が勤めるのが原則であった。それに、一五世紀末から大きな変化が訪れる。

一四八三(文明一五)年の大頭(九月頭)は、「ニシタニカミコヤノ地下之惣□」が勤仕した。つまり、西谷上コヤの惣地下(村落集団)が頭役を勤めたわけである。表4は、このような惣地下営みによる頭役勤仕の一覧である。一五七六(天正四)年の西谷大西の御供頭(地下営み)まで全七例、村落ごとでは西谷上コヤ、香東下大谷、西谷北、西谷下南、西谷大西の五ヶ村である。初見例以外はすべて一六世紀の事例である。

このような惣地下営みがおこなわれるためには、竜門惣郷のなかで個別の村落結合が成立していることが前提となる。ふたたび表1をみてみたい。表1の(2)には一五二二(大永二)年竜門荘莊民等起請文の署判部分にみられる地名を掲げた。この地名は近世の村落名にはほぼ相当する。各地名ごとに一人から数人の署判がなされている。この地名には「村」の記載はないが、これらが村落集団として結集していた可能性は否定できない。

表1の(3)には、一五九四(文祿三)年春日講頭集衆人数覚(上田一二)にみられる地名を掲げた。各地名は、柳方、大野方というように「方」と記されており、各地名ごとに二人から四人の春日講頭集衆の名前が記されている。この史料中の田原方には、「田原奥 是ハ牧之集衆」という記載がみられる。これは、田原奥は田原方ではなくて牧方に所属することを意味する⁽³¹⁾。この集衆とは「春日講頭集衆」の集衆の意味であろう。ここからは、これが単なる地名ではなく、その集衆が所属する集団として田原方、牧方というものが存在していることがよみとれる。少なくとも一五九四年までには竜門惣郷の内部に個別の村落集団が成立しているのである。

惣地下営みと関連して、いまひとつ注意したいのは大頭入衆日記一五四六(天文一五)年条にみえる次の記載である。

天文十五丙午九月七日入衆 ヤマクチ山本小次郎

表4 惣地下営み一覧

No.	西暦	地 域	地域(漢字)	頭人名	頭役の種類別	備 考
1	1483	ニシタニ カミコヤ		地下之惣□	九月頭	「地下之惣サタ」。翌年ニシタニカミコヤ兵衛二郎が入座。惣村の頭役勤仕の初見
2	1513	ニシタニ カミコヤ		惣地下	九月頭	「惣地下サタ」。翌年ニシタニカミコヤ屋次(名不明)が入座
3	1532	カウソク シモヲウタニ	香東 下大谷	惣地下	大頭	「惣地下キトナミ」。同年入衆の屋次(名前記載無し)は、同地域の者か
4	1562	カウソク シモヲウタニ	香東 下大谷	地下惣	九月頭	「地下惣イトナミ」
5	1567	ニシタニ キタ	西谷 北	地下	十一月頭	地名表記はないが、入衆が西谷北公事家であることから推定
6	1572	ニシタニ シモミナミ	西谷 下南	地下	御供頭	地名表記はないが、入衆が西谷下南公事家であることから推定
7	1576	ニシタニ オオニシ	西谷 大西	地下	御供頭代行	入衆は西谷大西公事家。御供のみ献上

当年者、西谷ヲニシ大若井トナムヘキ処ニ、ア子ノチカキナリ、
 然者、ツキノミカノヲ、シカラスハ峯寺松本ヘサスヘキ次第ナ
 リ、シカリト井工共、於御神前御クシヲタマワリ、当年ヨリハ四
 年メナレ共、山口山本ヘイトナマセ申ナリ、後度之マワリニ、
 ハムカシノコトク、松本ノツキニ山本井トナミアルヘク候
 これによると、本来は西谷↓ミカノヲ↓峯寺松本↓山口山本という頭
 役の勤仕順が設定されていたことがわかる。ここでは、一部の勤仕順の
 みしかわからないが、少なくともこの時期までには竜門惣郷全域で地域
 別の頭役勤仕順が成立していたものと思われる。
 それでは、このような地域ごとの頭役勤仕順はどのような理由で形成
 したのであろうか。

さきにみたように、ヨリ頭及び屋次慣行の形成にともない、親が大頭
 を勤仕した翌年に(屋次の)子が入座するという慣行が成立した。これ
 にさきだち大頭は既に、一三八五(元中二)年頃から九月頭のみ(とき
 に十一月頭のみ)の一人頭制になっていた。したがって、大頭を勤仕し
 た者の子供すなわち翌年の入衆も一人となるわけである。入座者が毎年
 一人に限定されれば、頭役勤仕予定者も漸減することになる。⁽³²⁾

頭役勤仕予定者が減少すれば、頭役勤仕者に地域的な偏りが生じる可
 能性がでてくる。そこで頭役勤仕の地域分散調整をするためにおこなわ
 れたのが頭役の地域勤仕順の設定なのである。

さきにみたのは、個人の頭人による勤仕の例である。しかし、地域ご
 との頭役勤仕順の設定は、頭役勤仕を個別村落(のなか)で請け負う仕
 組みへ容易に転化しうる。すなわち、頭役の地域勤仕順設定の慣行は、
 個別村落集団として頭役勤仕がなされる前提なのである。

2 御供頭、大頭助成と公事家

一六世紀における頭役の変化でいまひとつ顕著なのは、御供や御神酒

表5 御供頭一覧

No.	西暦	地 域	頭人名	備 考
1	1438	(ミネテラ)	虎童	「大頭トマル・御供ハカリマイル」(御供頭の初見)。長祿4年鬼若丸が跡継
2	1439	ヒラヲ	衛門九郎(殿)	日記冒頭の永享11年の条に殿記載あり
3	1570	ニシタニ シモコヤ	左衛門九郎	左衛門九郎「ヨワキ」(困窮)により、御供のみ献上
4	1572	ニシタニ シモミナミ	地下	地名表記はないが、入衆が西谷下南公事家であることから推定
5	1574	カワラヤ	弥三郎	
6	1575	ニシタニ ムロ	不明	御神酒のみ献上
7	1576	ニシタニ オオニシ	地下	入衆は西谷大西公事家。御供のみ献上
8	1578	ミネテラ マツモト	弥七郎	御神酒のみ献上。名の表記は「ヤ四郎」
9	1580	ヒラヲ ホラ	幸三郎	御神酒のみ献上。幸三郎の幸の字は推定
10	1581	ニシタニ カミスキモト	才十郎	御神酒のみ献上
11	1582	ミネテラ カト	五郎衛門	御神酒のみ献上
12	1583	ミネテラ ラウヤ	不明	御神酒のみ献上。「此外ナニモナシ」(他の儀式等無し)

だけを勤仕する頭役の存在である。ここでは、これを「御供頭」とよんでおく。表5は、御供頭の一覧である。御供頭の初見は一四三八(永享一〇)年の峯寺虎童で、「大頭トマル、御供ハカリマイル」と記されている。

表5からわかるように、初見例と第二例だけが一五世紀の事例である。それも永享一〇・一一年と連年のものである。実はこの記事の五年前、永享五年は「頭ナシ 大旱」すなわち大旱魃で大頭勤仕がなされなかった。また永享一一年の頭人である衛門九郎は「トノ」すなわち殿呼称で記載されているのである。³⁹ここから少なくとも永享一一年は頭人個人の経済的な事情で御供頭になったとはいいがたい。このことと永享一〇・一一年と連年で「大頭トマル」と記載されておりその前後に類例がないところなどからみて、この二例は永享五年のような旱魃などの社会的な事情により、通例の大頭祭祀が中止されたものと思われる。³⁴

この初見例・第二例を異例として除くと、他はすべて一五七〇年以降のものなのである。御供頭とは、一六世紀後期に特徴的な事例であるといえよう。

御供頭と関連して注目されるのが、一五五〇(天文一九)年から一五七七(天正五)年の年紀をもつ大頭助成日記の存在である(上田七)。「大頭助成之日記」という書出をもつこの文書は、米酒五升を標準として「大頭スケモノ」すなわち大頭頭人に対する助成を数年分書き上げたものである。朝倉氏は、これを頼母子講形式で費用を前借りして頭役負担をはたしたものとみている(文献^⑫)。頼母子講かどうかはともかく、座衆たちが相互に大頭勤仕の助成をしたことは確かであろう。少なくとも一六世紀には、大頭勤仕はこのように特別な支出扶助策をとらねばならないほど大変な負担となっていたといえよう。そしてこの大頭助成が終了するところから御供頭が急増するのである。

それでは、どうして一六世紀(後期)に御供頭が増えたり大頭助成が

表6 公事家一覧

No.	西暦	地 域	人 名	頭役の種類	肩書など	備 考
1	1448	ニシタニ ラニシ	衛門四郎殿子	不明	タウノモト・クシヤ	入座のみか
2	1464	ミネテラ カト	鬼若丸	不明	クシヤ	入座のみか
3	1465	ヒララ ナカノ	衛門五郎跡継	不明	クシヤ	入座のみか
4	1467	ヲウキタ	不明	不明	クシヤ	入座のみか
5	1521	ニシタニ カミスキモト	秋千代	不明	公事屋	「此公事家ハ次男アラハモタスヘキタメ也」
6	1547	ニシタニ ラニシ	六郎三郎(太若)	九月頭	公事屋	姉の死亡により天文15年の頭役が遅延した
7	1552	ミネテラ カト	梅千代	九月頭	クシヤ	
8	1564	ニシタニ カヘヤ(カヒヤ)	不明	不明	公事屋	大堂造営のための入衆
9	1567	ニシタニ キタ	不明	十一月頭代	公事屋	入衆のみか、または地下営みの代行
10	1572	ニシタニ シモミナミ	不明	大頭代行	公事屋	地下営みの代行。ヲリコメ受けず
11	1582	ミネテラ カト	五郎衛門	御供頭	クシヤ	御神酒のみ献上

(註) このほか大頭入衆日記1465(寛正6)・1576(天正4)年条に公事家がみえるが、入衆でもなく頭役も勤めていないので、本表には掲げていない。

おこなわれたのであろうか。そこでまず注意されるのが大頭入衆日記一五七〇(永禄一三)年条の次の記事である。

永禄拾参年庚午九月七日入衆 西谷下コヤ左衛門九郎

コノタウワ、左衛門九郎ヨウキニヨリ、コクマテニテ井トナム也

これによると、左衛門九郎は「ヨウキ」すなわち経済的に苦しいので御供だけを勤仕したという。これは一六世紀(後期)における御供頭記事の最初のものである。これ以降の記事にはこのような事情説明は付されなくなるが、前述したような永享一〇・一一年の状況とは異なり、一六世紀後期の御供頭が頭人の個人的な困窮によるものであることを示しているといえよう。

個人が勤仕する頭役から惣地下営みへと変化する背景として、このような座衆各人の経済的困窮があったのではなからうか。地域別勤仕順が確立した段階では、個人の頭役負担が困難なときにそれを肩代わりし請け負う形で惣地下営みがなされたものと考えられる。

いまひとつ注意したいのが「公事家」の記載である。さきに見たように公事家で入衆または大頭を勤仕した者は入衆・大頭四七九人のうちわずか一人である。すなわち、一般的な非公事家の座衆に対して、公事家が特別な座衆であることを示したのが、公事家記載であるといえよう。

それでは何故に公事家記載がなされたのであろうか。表6は、大頭入衆日記にみえる入衆・大頭を勤仕した公事家の一覧である。これによると、公事家記載は一四四八(文安五)年にみえはじめて、一四六七(文正二)年まで四例みえる。その後しばらく空白期間が続き、一五二一(永正一八)年から最終例まで七例みられる。一五世紀には四例だけだったものが、一六世紀後期には前世紀のほぼ倍の七例にまで増えたのである。

公事家記載と関連して想起したいのは、御供頭や大頭助成の存在であ

る。一六世紀後期には、公事家記載が増加し、その一方で大頭助成がなされたり御供頭が増加した。公事家として大頭を勤めるもの、その対極に「ヨワキ」ゆえに大頭をまともに勤められない者。これは、入衆や頭役を勤仕する座衆間の経済格差が拡大しつつあることを意味するのではないだろうか。

このような状況を理解するうえで重要なのは、さきにみた惣郷祭祀の範囲の問題である。竜門惣郷の祭祀は、一四世紀前期には「竜門七郷」という範囲が基幹であったが、一六、七世紀にはその倍の一五ヶ村ほどの地域に拡大していた。これは、地域的にもまた人員としても竜門惣郷祭祀の範囲が拡大したことを意味するものといえよう。そこで想起されるのが、新座衆の存在である。

3 新座衆

中近世移行期の竜門惣郷において、「新座衆」などの史料用語はみられない。しかし、中近世移行期村落において新座衆の台頭という事態は一般的であり、同じ吉野川（紀ノ川）流域の宮座（紀伊国荒川荘など）においても顕著である。⁽³⁵⁾

一七四八（寛延元）年の河原屋村、大名持神社（大汝宮）宮座に関して、次のような史料がある。⁽³⁶⁾

一 當村、名相改之儀、猥ニ改不申筈ニ候、為祝儀とさへ中之内、元家六軒之儀ハ先格之通ニ米壹斗ツ、其外ハ都而米五升ツ、出し氏神修覆料ニ可致候、神主も右六軒並ニ候

近世の大名持神社宮座においては、「元家六軒」及び神主とその他の「座平中」との間に格差が設けられていた。「元家」という呼称からもわかるように、これは中近世移行期の本座衆（年寄衆・座衆）に相当するものと思われる。座平中は、「平」という呼称からわかるように元家よりも格下の座衆であり、新座衆に相当するであろう。元家と座平中との

差別は、中近世移行期の本座衆と新座衆との間の差別に淵源しているものと思われる。

元家六軒と同格とされている大名持神社神主に注目したい。さきにも大頭入衆日記の応永七年条を想起したい。そこには、竜門宮宝前に着座する天満宮神主殿と大汝宮神主殿の姿があった。すなわち、大汝宮神主は竜門惣郷宮座の座衆なのである。この大汝宮神主（近世の大名持神社神主）と同格の元家六軒も当然、竜門惣郷宮座の（本）座衆であったといえよう。大名持神社の元家と座平中の差別は、惣郷レベルの祭祀とも連動していたのである。この点からも中近世移行期の竜門惣郷において、本座衆（年寄衆・座衆）と新座衆との差別・葛藤があったものと考えられる。

ただ、竜門惣郷の祭祀において新座衆などの史料用語が顕著にみられないのは、この地域における新座衆の台頭が、河原屋村の例からわかるように、まずは個別村落の宮座における動向としてあらわれたからである。この新座衆の動向は、個別村落宮座を通して、竜門惣郷祭祀全体に大きな影響をもたらしていたものと思われる。

公事家記載が一六世紀後期に増加するのも、新座衆の増加・台頭と関連して理解すべきであろう。公事家及びそれに類する者が通例として頭役を勤仕していた段階では、公事家記載は不要である。しかし、新座衆が増加して非公事家や新参優者による頭役勤仕が増えてくると、本座衆（年寄衆・座衆）にとつては、公事家が頭役を勤仕することが顕彰すべき特記事項となつていったに違いない。これが、当該期において大頭入衆日記に公事家記載が増えた一因であろう。

最後に、新座衆の増加・台頭の背景を考えてみたい。

大頭入衆日記の一五六六（永祿九）年条には、次のような記載がある。

宮之ワタリロウカ、メサレヘキニヨツテ、ヲリコメハヲリス候

表7 下米一覧

No.	西暦	地域	頭人名	頭役の種類別	宮座からの助成	備考
1	1445	(ヒラヲ)	藤六殿	大頭代行	ヲリ米(下米)2石8斗	兵衛四郎殿の大頭代行
2	1566	ニシタニ ミナミ	五郎兵衛殿	九月頭	ヲリコメ(下米)やタウ衆のカケコメ(懸米)もなし	宮の渡廊下修造のため
3	1572	ニシタニ シモミナミ	地下	御供頭	ヲリコメ(下米)を受けず	地名表記はないが、入衆が西谷下南公事家であることから推定した
4	1573	ニシタニ カミコウヤ	甚四郎	九月頭	ヲリコメ(下米)5石2斗8升受領	
5	1574	カワラヤ	弥三郎	御供頭	ヲリコメ(下米)なし	
6	1575	ニシタニ ムロ	不明	御供頭	ヲリコメ(下米)なし	御神酒のみ献上
7	1576	ニシタニ オオニシ	地下	御供頭代行	ヲリ米(下米)なし	入衆は西谷大西公事家。御供のみ献上
8	1578	ミネテラ マツモト	弥七郎	御供頭	ヲリ米(下米)なし	御神酒のみ献上

(註) 本表は、大頭入衆日記(上田家文書1号)にみえるヲリコメ(下米)記事を集めたものである。

これは、竜門宮の渡り廊下を修繕するために、頭人に下行されるはずの「ヲリコメ」が下されないう意味の記事である。この「ヲリコメ」とは、何だろうか。

一四五五(康正元)年の造営方仕日記(上田一三)には、次のような記載がある。

六斗大頭ノ下行米 頭人ニシタニノムロノ助三郎ノ方ヘヲロス
請取テ新五郎トノ丙子三月一日

一石五斗下行同大頭米新五郎殿請取

合二石ナリ丙子三月廿日

これによると、頭人のムロノ助三郎ノ方に六斗の下行米を「ヲロ」したという。これは、大頭入衆日記の康正二年(丙子)条の「勤仕ムロノ助三郎」という記載とも整合する。造営方仕日記には、康正三(長禄元)年、大頭の右馬五郎に対して四月二十九日に二石を下行しており、一四六三(寛正四)年には大頭のヒラヲ衛門五郎殿に二石を下行している。これらの記事いずれもが、大頭入衆日記の記載と整合している。

これらの記載から「ヲリコメ」とは「下米」で、竜門惣郷から大頭頭人に下行されたものであると確認できる。⁽³⁷⁾

大頭入衆日記ではさきの永禄九年以前には、文安二年条をのぞいてはヲリコメの記事はみあたらない。ヲリコメが頭人にだされるのは通例であったのである。

一四五五(康正元)年から一四六三(寛正四)年にわたる造営方仕日記の期間、竜門宮造営中にもかかわらず、ヲリコメは下行された。これは、竜門惣郷の財政的な努力の賜物であろう。

しかし、一五六六(永禄九)年においては、竜門宮の渡り廊下の造営がなされただけでもヲリコメは下行されなかったのである。大頭入衆日記永禄九年条の記載には、竜門惣郷財政の大きな転換を予感させるものがある。

表7は、大頭人衆日記にみえるヲリコメの一覧である。これによると、永祿九年からほどない一五七二(元亀三)年から一五七八(天正六)年まで、ほぼ連年にヲリコメが下行されなくなったことがわかる。この状況をもたらした直接の要因は不明だが、少なくとも竜門惣郷の財政が厳しくなり動揺していることがうかがえる。

さきにもみたように、一五五一(天文二〇)年から一五七七(天正五)年にかけて座衆相互で大頭の助成がなされた。これには、頭人各人の経済的な事情とともに、惣郷財政の緊縮化にともないヲリコメが下行されなくなったことも関連しているのではなからうか。

このような惣郷財政の動揺との関連で注目すべきは、家役である。さきに引いた寛延元年の大名持神社の史料をいまいちど読み返そう。⁽⁴⁾

一 當村、名相改之儀、猥ニ改不申答二候、為祝儀とさへ中之内、元

家六軒之儀ハ先格之通ニ米壹斗ツ、其外ハ都而米五升ツ、出し

氏神修履料ニ可致候、神主も右六軒並ニ候

これは、座衆の改名に際して改名者からだされる祝儀を氏神大名持神社の修履料にあてるといふ記事である。これは、祝儀といつても任意のものではなく、一種租税化した負担である。ここで注目したいのは、元家六軒や神主のみならず、「座平中」も「軒別」に米五升ずつの支出、すなわち家役を負担している点である。

元家六軒及び神主の一斗の負担に対し、一般の座平中の負担は五升である。この差は小さくない。しかし、五升であれ座平中が負担していることは、座平中に確実に宮座内における発言権をもたらしたに違いない。元家六軒とともに座平中が氏神宮座を奉斎できた背景には、この家役負担があったのである。

この座平中は、前述したように中近世移行期の新座衆に淵源する。そして家役の賦課も、他地域の例からみて中近世移行期に確実に遡及するものなのである。⁽⁴⁾ 中近世移行期宮座において新座衆が台頭できた根拠に

は、このような家役の負担があったものといえよう。

新座衆に対して家役を賦課するためには、いうまでもなく新座衆の家が確立していなければならない。家役負担を根拠とする新座衆台頭の背景には、中近世移行期村落において広範囲におよぶ家の確立・普遍化があった。

前述のように一六世紀中期、竜門惣郷は家の論理を座の規範とした。しかし、新たに導入した家の論理は、竜門惣郷財政の逼迫状況のなかで、本来の目的とは異なる結果を生んだ。家役の賦課は、新座衆の家を承認する結果をもたらしたのである。これは、竜門惣郷レベルでも個別村落レベルでも同様に進行した事態であつたらう。宮座における家の論理は、新たに家を形成した新座衆が宮座に食い込むための窓口または回路としての機能を果たしたものとさえいえる。

惣郷財政の動揺により大頭も十分に勤仕されなくなる。それを補完する形で、惣地下営みが顕在化していく。このような個別村落の宮座は、新座衆の台頭を原動力とし家役を基盤としていたものと思われる。惣地下営みの増加は、台頭する新座衆の動向を背景としていたのである。

④ 竜門惣郷と村

これまで、一五世紀以降の竜門惣郷祭祀頭役の変化について具体的にみてきた。ここでは、従来の研究における評価を検討しつつ、竜門惣郷祭祀の変化を個別村落との関係から考えてみたい。

中近世移行期における竜門惣郷祭祀の変化を、従来の研究は次のように評価している(文献⑦・⑨・⑫)。

(A) 竜門惣郷宮座は崩壊した。

(B) 竜門惣郷宮座の崩壊は、豊臣秀長の大和入国によるものである。

その論拠として、まずあげられているのは天正七年の集議掟書案(上

田一六)の存在で、そこで褒賞金が設けられたり結束の強化がうたわれているのは宮座崩壊の兆候だとする理解である。

二点目としては、天正一二年で大頭入衆日記が終わっていること。これが竜門惣郷宮座崩壊の直接的な論拠とされている。

三点目には、天正一三年に豊臣秀長が大和に入国して地侍の名主の特権を剥奪したこと。

以上の三点から、大和に入国した豊臣秀長によって宮座が崩壊させられたと評価されているのである。

次に、この評価に対する疑問点をあげてみたい。

まず(B)について。秀長の入国と竜門惣郷宮座の変化とを直接つなぐものは何もないという点を指摘したい。この論拠を支えているものは、近世統一政権に関する一般的な評価からの類推に過ぎない。

この評価は、竜門惣郷そのものに関する評価とも関連している。朝倉氏は竜門惣郷を「武士の党的連合を模した感。村落内部はおそらく同族支配」と評している(文献⑨)。これは、竜門惣郷を公事家の集団と解したり、竜門惣郷の広域性などから類推したものと思われる。しかし、これまでみてきたように、竜門惣郷を公事家集団と解する根拠は成り立たない。また竜門惣郷の範囲も当初から広域ではないし、また広域だから武士の党的連合を模したと評価することもできない。村落内部はおそらく同族支配というのも、根拠のない推測である。したがって、竜門惣郷は武士の党的な集団だから秀長によって滅ぼされたという議論には、根拠はない。

秀長入国による宮座崩壊論は、領主の恣意という外在的な論理のみの議論である。ここでは、竜門惣郷内部の要素は全く捨象されている。統一政権の政策などの外在的な要因についても、竜門惣郷内部の状況を通して評価しなければならないのではなからうか。

次に(A)についてみてみよう。一六七(寛文一)年、竜門の宮

郷二ヶ村は郷中寄合をおこない、天満宮・高榊宮の造営・正遷宮に伴う演能棧敷の村ごとの費用負担割を取り決めた。ここから、一七世紀後期においても竜門宮郷は竜門宮を軸に活動していることがうかがえる。中近世移行期の惣地下営みの延長線上にこのような村割りの費用負担方式があることは、いうまでもあるまい。このことだけでも、中近世移行期に竜門惣郷祭祀が崩壊したとは評価できないであろう。

この約一〇〇年後の一七九七(寛政九)年、二ヶ村の庄屋が集会所「郷中集會」を再興することを決めている(文献⑩)。この郷中集會とは、「於当社前往古正中二丑年九月七日郷中集會始、文祿年中之比迄引統興行有之、其後中絶二相成候」とあるところから、竜門宮の大頭を意味しているようである。

ただしこれは、大頭の復活ではない。一年に一度、八月七日に各村から村役人が一人ずつでて会合し、村を代表して参詣するという形の「再興」である。したがって、大頭とは日時も異なるし、頭役制の復活でもない。

郷中集會は文祿年中の頃まで興行され、その後中絶したという記述を信用すれば、大頭は大頭入衆日記の終わりにほど近い時期に廃止されたのであろう。しかし、さきの寛文一二年遷宮の史料にみられるように、宮郷の祭祀そのものは姿を変えながらも続けられていたのである。

以上の点から、中近世移行期の竜門惣郷の祭祀は、崩壊ではなく変質とみるべきであろう。そして、この変質によって竜門惣郷の祭祀は次第に衰退していった。寛政九年の史料に「自然与郷中疎遠之様」になったのは、郷中集會がなくなったためだといわれている。ここにはあきらかに宮郷祭祀の衰微した姿がある。

寛政九年の「再興」は、各村ごとに村役人一人が村を代表して竜門宮に参詣することであった。この段階ではもはや、個別村落という単位を抜きにしては惣郷祭祀は考えられなくなっていたのである。竜門惣郷祭

祀の変質・衰退の背景に、中近世移行期以来の個別村落単位の結集に対する比重の高まり、個別村落宮座の台頭があったことは、この点からも明らかであろう。

惣地下営みが普遍化し地域順の頭役勤仕が確立すれば、竜門惣郷として問題となるのは、いつどの村が勤仕するのかという点に絞られていく。大頭入衆日記の記載がなされなくなるのは、このように竜門惣郷が頭人個人を直接把握する必要がなくなっていくためではなからうか。

この流れのなかで座衆個々人の関心が、竜門惣郷での頭役差定よりも個別村落（宮座）における頭役賦課へと移っていくのは自然であろう。

また座衆各人の困窮や惣郷財政の逼迫した状況のなかでは、竜門惣郷宮座の祭祀と個別村落宮座の祭祀との二重負担に対する経済的な重圧感が強まることは必定である。そのとき座衆たちは、竜門惣郷祭祀よりも個別村落宮座を選び、そこに結集したのである。

個別村落宮座への結集、竜門惣郷祭祀の衰退という動向の背景を、このように見通しておきたい。

おわりに

筆者はこれまで、中世村落の宮座を村落財政との関連から村落内身分として把握してきた⁽⁴⁴⁾。そして中近世移行期の年寄衆・座衆身分が次第に衰退し、かわって本百姓という公民支配身分が浸透してくるという見通しを示した。しかし、その一方で近世村落においても宮座は存続している。この近世宮座を衰退しつつある村落内身分と把握するのみではかならずしも十分ではない。そこで注目したいのが、家格制である。

一七四八（寛延元）年の河原屋村大名持神社の事例を想起したい。ここでは、「元家」と一般の「座平中」との間に家役の負担量に差が設けられていた。これは当然、祭祀などの場で家格の差として顕れてくるは

ずである。竜門郷では、衰退した惣郷宮座ではなくそのなかで顕在化した個別村落宮座が、村落内身分から家格制への橋渡し役であった。中近世移行期村落の宮座は、村落内身分から家格制への結節点に位置しているのである。

従来の家格制の研究では、中世村落との関連について十分な見通しが示されていなかった。これは中世村落史研究が村落内身分や家の問題について、しっかりと成果を示してなかったことに一因がある。しかし近時、中世村落の家論は大きな展開を示しつつある⁽⁴⁵⁾。このような成果を参照しつつ、中世の村落内身分から近世の家格制への展望を示すことが可能となってきた。本稿は、そうした試みの一環である。

中世から近世にかけての村落の宮座を村落内身分から家格制への流れのなかでいかに把握できるか、これが今後の課題である。

この大きな問題を解くために、さらに個別具体的な研究を積み重ねていく必要がある。その際に注意したいのは「長男」という史料用語である。『日本国語大辞典』によると、『本朝世紀』一一〇三（康和五）年一二月二〇日条や『太平記』などに、「第一子」の意をもつ「長男」の用例があげられている⁽⁴⁶⁾。しかしこれらの事例は、古記録や文学作品のものである。一方、村落関係の史料をみると、一般の国語辞典には通常あげられていない語義をもつ「長男」に出会う⁽⁴⁷⁾。

中世の村落文書にみえる「時長男」、「宮村長男衆」、「村人長男中老」などは、第一子の意では解しえない⁽⁴⁸⁾。すでに菅浦の例で原田敏丸氏が指摘されているように、これらはいずれも「おとな」の意味で用いられたものである⁽⁴⁹⁾。「時長男」という表現は、「当時の乙名」の意であろう⁽⁵⁰⁾。

「宮村長男衆」を、坂田氏は第一子・長子の意で解している⁽⁵¹⁾。しかし、この文書（宮村長男衆官職所望状）にあげられた一人のうち、兵衛次郎、太郎次郎、左衛門三郎、太郎三郎など八人が「太郎」ではないことは、この「長男」が第一子の意味ではないことを物語っているとい

えよう。

村落社会において「長男」という語は、まずは「古老・乙名・年寄」の意で用いられていたのではなからうか。そしてそれが近世のある段階で、「第一子」や「嫡男」の意で用いられるようになった。そこにはもちろん、古典・文学作品や知識人などからの影響もあるだろうが、その語義を受容していった背景には村落社会における「長男」の現実の变化があったはずである。

その変化とは何か。宮座への家原理の導入により、家の嫡男が座の継承者として年寄（長男）となっていく。このことから、長男の語に嫡男の意が付着していったのではなからうか。この「長男」の語義の変化は、中世から近世にかけての宮座の変化を探る絶好のメルクマールと思われる。

「長男」の語義変化とその背景を、具体的な場で実証的に把握すること。これが、問題解決の第一歩となるのではなからうか。

〔付記〕本論文は、国立歴史民俗博物館特定研究「地域社会における基層信仰の歴史的研究」の一環である。研究代表者の白石太一郎先生以下共同研究者の方々には、多くのご指導を賜った。

上田家文書の調査に関しては、故朝倉弘氏、池田末則氏、上田杉司氏のご指導のもと、元興寺文化財研究所、同研究所の稲城信子・吉井敏幸両氏、吉野町立吉野歴史資料館のご高配を得た。とくに同館の大東由美氏には、文書調査・現地調査全般にわたり、ご協力いただいた。

以上の方々に厚くお礼申し上げます。

(一九九九年一月一五日程稿・六月二〇日補訂)

註

- (1) 肥後和男「宮座の範囲と種類」、『宮座の研究』(第一篇第一章)、弘文堂書房、一九四一年所収。
- (2) 本稿では、坂田聡氏があげた家産・家名・安定的な夫婦家族・安定的な屋敷地の四点を、とりあえず「家」のメルクマールとしておく(坂田聡「中世村落の家と構造」、同「日本中世の氏・家・村」、校倉書房、一九九七年所収)。
- (3) 前掲註(2)坂田著書、及び大島真理夫「増補版 近世農民支配と家族・共同体」、お茶の水書房、一九九三年。
- (4) 通常でも中近世移行期とは一七世紀中期までを含意するものと思うが、ここでは村落財政及び村落内身分に関する段階的な時期区分を念頭においている(蘭部「中世村落の諸段階と身分」、『歴史学研究』六五一号、一九九三年)。
- (5) 前掲註(3)大島著書。
- (6) 黒田俊雄「中世の村落と座」、同「日本中世封建制論」、東京大学出版会、一九七四年所収。
- (7) 萩原龍夫「中世祭祀組織の研究」、吉川弘文館、一九六二年。
- (8) 安藤精一「近世宮座の史的的研究」、吉川弘文館、一九六〇年。
- (9) 以下、竜門惣郷に直接関係する文献については、この竜門惣郷文献一覧から(文献①)のように示す。
- (10) 上田家文書は、「史料 吉野郡竜門庄「座」関係文書(吉野町大字山口・上田龍司家蔵)」(文献②「奈良県史」所収)に翻刻されている。以下、本稿で同文書(既翻刻分)を示す場合にはこの文書番号を(上田一)という形で提示する。なお、上田家文書(中世分)の原本は、現在、奈良国立博物館に寄託中である。
- (11) 享保一二年二月山口村小物成坊二付願状、上田家文書、文献⑩所収。
- (12) 天満宮に関しては、「天満宮寺元方、天満安室(庵室)、天満宮牛玉、宮坊主」(上田一三)というように、仏教と強く習合している点も見逃せない。
- (13) 「大和志」(日本輿地通志畿内部分第二〇・大和国之一〇吉野郡)一七三六(享保二)年刊、一九八七年、臨川書店。
- (14) (奈良県吉野郡川上村東川) 運川寺所蔵(大汝宮旧蔵) 大般若経第六〇巻奥書・一四二四(応永三三)年、文献⑩所収。
- (15) 「大和国三昧明細帳」(天保一四年)弘化三年成立、東大寺大勧進職竜松院旧蔵文書。伊藤唯真「新出の『三昧聖由緒書』」「大和国三昧明細帳」について、『鷹陵史学』六号、一九七九年所収)によると、近世の吉野竜門地域には次の二つの墓郷が確認できる。

A 墓郷四ヶ村：上市村・飯貝村・丹治村・増口村

小田又七郎殿御代官所・上市村本清寺三昧

B 墓郷七ヶ村・峰寺村・志賀村・さ、ら村・平尾村・山口村・かわらや村・立野村

中之坊左近殿御知行所・志賀村本清寺三昧

このBの墓郷に竜門七郷がほぼ合致している。宮郷と墓郷との関係はいまのところ不明であるが、示唆的な事例として指摘しておきたい。以上の墓郷については、前掲伊藤論文ならびに吉井敏幸「大和地方における惣墓」(『中世社会と墳墓』、名著出版、一九九三年所収)を参照のこと。

(16) 大永二年九月竜門莊莊民等起請文、談山神社文書二四六号、『談山神社文書』所収。

(17) 文献⑧は「竜門寺川」とするが、これは竜門川の誤記であろう。

(18) 『角川日本地名大辞典』29 奈良県、角川書店、一九九〇年。

(19) 名主身分、百姓身分と村落との関連については、菌部「中世前期の百姓身分について」(『日本史学集録』二〇号、一九九七年)を参照されたい。

(20) この点についても、前掲註(19) 菌部論文を参照のこと。

(21) 前掲註(4) 菌部論文。

(22) 従来の研究では、約六〇〇人の名がみえたとある(文献⑦など)が、入衆や頭人として再出する者の重複を除くと、本稿のようにおよそ四七九人に整理できる(村落集団の勤仕も含む)。

(23) 大頭は、当初一人であったが、未頭衆の増加により、一三五三(正平八)年から約三〇年間、九月頭と十一月頭の両頭制であった。その後、九月頭のみになる。また一三八八(元中五)年から殿呼称の頭人がみられるなどの変化もある。これらの問題については、本稿ではとりあげない。以上の点については、とりあえず文献⑨・⑩を参照のこと。ただし、この変化に対する朝倉氏の解釈については疑義がある。

(24) 元中六年入衆エノモト菊女、同七年入衆トモヤ菊女、応永一二年入衆セウチ藤次郎子息女、正長元年九月頭ニシタニエノモト愛市女、永享三年入頭清太郎息女。入頭は入衆と同義であろう。明確に女子であることがわかるもののみをここにあげたが、幼名の者で性別をにわかに確定できないものもこのほかにある。

(25) 南という地名は、香東南・山口南・西谷南などの可能性があるが、山口南であると推測した。なお、一四九四(明応三)年及び明応六年条にヤマクチミナミ助次郎(親子)がみえる。この助次郎(親子)と本文でみた助次郎親子との関係は不明であるが、参考までに指摘しておく。

(26) 五郎四郎は文明元年条に、鶴石丸は文明二年条に記載されているが、前後の関係からみてそれぞれ応仁二年、文明元年の誤記である。

(27) 朝倉氏は「ヨリ頭」に「降り頭」と漢字を宛てている(文献⑨)。

(28) この時期、各地の宮座が座衆の家継承者に対して諸種の規制を加えているのも、竜門惣郷と同様な事態のあらわれといえよう(天文六年一〇月近江国南谷小里衆中定書、八幡十二神社文書、『近江蒲生郡志』六、二七三頁。天正一一年三月近江国志那村座敷定書、藤田文書、『日本思想大系 中世政治社会思想下』、二〇五頁。慶長一五年一二月近江国橋本南北両村定書、橋本左右神社文書、『近江蒲生郡志』六、三七七頁。元和三年一二月今堀郷定書、今堀日吉神社文書二四七号。寛永八年九月河内国葛野村中等定書、鬼住村区有文書二号、『河内長野市史』六・史料編三所収など)。

(29) なお、一六世紀中期の大頭入衆日記に「代官」という記載がみられる(天文四・一三年条)。これを朝倉氏は領主代官である多武峰としている(文献⑫)が、いかがであろうか。大頭入衆日記にみえる代官は、頭人が頭役を勤められないときに、頭人の子息などが頭人にかわって頭役を勤めることを意味するものである。

(30) 前掲註(2) 坂田著書。

(31) ただし、牧はこの春日講頭集衆人数覚には記載されていない。牧と田原奥は、春日講ではなく別の講集団を結成していたのであろうか。

(32) 入座者を増やす必要があれば他の方策もあつたであろうが、後述するように竜門惣郷及び座衆各人の経済状態から困難であつたと思われる。

(33) 大頭入衆日記(第一冊)の冒頭には永享九年から永享一二年の記事があり、その後に正中二年から連年の記事が書かれている。このことから、大頭入衆日記がなんらかの時点で整理されたものと従来の研究でも指摘されている(文献⑫)。この冒頭の永享一一年条には「衛門九郎トノ」とある。この後に再出する同年条には殿記載はない。

(34) 朝倉氏は大和永享の乱の影響ではないかと推測している(文献⑨)。

(35) 前掲註(4) 菌部論文、及び菌部「中近世移行期村落における年寄衆・座衆身分の意義―紀伊国荒川荘を中心に―」(『米沢史学』一一号、一九九五年)。他地域の事例としては、一五五六(弘治二)年に近江国今堀郷が「新座之者」の「惣立之異見」を禁制しているのも、新座衆の台頭を示すものといえよう(弘治二年今堀郷定書、今堀日吉神社文書五号、『今堀日吉神社文書集成』所収)。

(36) 寛延元年三月相極申一札写、大名持神社文書二七号、ネガフィルム六巻一七一〜三番。

(37) 朝倉氏は、ヨリコメを頭人が醸出するものとしている(文献⑨)が、誤りである。

(38) 文安二年は、大門坊他界という事情で明年の頭人藤六殿がにわかに大頭を勤めた年であった。そのために「座中ノ評定」で御供のみ(御供頭)で済ますことに

なった。しかし「如形ノヲヨリ米アリ二石八升下行」とある。この「ヲヨリ米」はヲリコメ・下行米のことであろう。すなわち、御供頭ではあるが、特別な事情なので通例通りヲリコメが頭人にだされたのである。この記事からも、通常の大頭勤仕者には下行米がだされていたという慣例が確認できる。

(39) 連年の下行米欠如の最中、一五七三(天正元)年条だけにわざわざ下行米を受領したという記載がある。これは、前年からの下行米欠如の状況のなかで異例に下行米が給付されたためであろう。

(40) 前掲註(36)に同じ。

(41) 前掲註(4)・(35)藪部論文。

(42) 寛文一一年八月官移之能棧敷郷中割当一札、文献⑩所収。なお、宮郷二ヶ村の構成は、表1の(4)を参照のこと。

(43) 寛政九年八月郷中衆会再興二付申合、「表題未詳冊子」所収、上田家文書(元興寺文化財研究所蔵写真版)二〇号、ネガ一三六〜一八五番。この文書は、文献⑩に翻刻されている。

(44) 前掲註(4)藪部論文など。

(45) 中世村落における家論については、前掲註(2)坂田著書を代表的な成果としてあげておきたい。なお、坂田著書については、藪部「書評 坂田聡『日本中世の氏・家・村』(『歴史学研究』七〇〇号、一九九七年)を参照のこと。

(46) 「ちようなん」【長男】、「日本国語大辞典」(縮刷版)七、小学館、一九八〇年所収。

(47) 『時代別国語大辞典 室町時代編三』(三省堂、一九九四年)の「ちやうなん」【長男】の第二義には、「その類の中で、年長の男」として、永禄一一年二月菅浦惣中定書(菅浦文書九二五号、『菅浦文書』所収)の例があげられている。

(48) 天文九年三月新宮神社所蔵棟札(『近江栗太郡志』四、一四二頁)、天文一九年四月宮村長男衆官職所望状(西家文書一九九号、『丹波国山国荘史料』所収)、前掲註(47)永禄一一年菅浦惣中定書など。

(49) 原田敏丸「村落自治の伝統とその変質」、同『近世村落の経済と社会』、山川出版社、一九八三年所収。

(50) 前掲註(48)にあげた新宮神社に伝わる寛永六年の棟札にも「時ノ長男」という表記がみえる(『近江栗太郡志』四、一四三頁)。同じ近江国栗太郡、日吉神社の寛永一九年二月及び寛文三年正月の棟札に、「時ノ長衆」、「時ノ乙名衆」という表記がみられることも参考にならう(同書三五二頁)。

(51) 前掲註(2)坂田著書。

竜門惣郷文献一覧

- ① 吉田東伍「吉野郡竜門」、「大日本地名辞書」第二卷、富山房、一九〇〇年(増補版一九六九年)
- ② 『奈良県吉野郡史料』(上・下)、吉野郡役所、一九三三年(名著出版復刻、一九七一年)
- ③ 『奈良県総合文化調査報告書』(吉野川流域竜門地域)、奈良県教育委員会、一九五三年
- ④ 『奈良県総合文化調査報告書』(吉野川流域)、奈良県教育委員会、一九五四年
- ⑤ 永島福太郎「公事家考」、『史学雑誌』六三編三号、一九五四年
- ⑥ 永島福太郎「中世の民衆」、「中世の民衆と文化」、創元社、一九五六年
- ⑦ 『吉野町史』(上・下)、吉野町、一九七二年
- ⑧ 高牧實「宮座と祭」、教育社、一九八二年
- ⑨ 朝倉弘「大頭入衆日記考」、『奈良史学』七号、一九八九年
- ⑩ 吉井敏幸「竜門庄と庄鎮守社竜門大宮」、「中世村落寺社の研究調査報告書」、元興寺文化財研究所、一九八九年所収
- ⑪ 奈良県教育委員会編『奈良県大般若経調査報告書』I、奈良県教育委員会、一九九〇年
- ⑫ 朝倉弘「武士と農民」、同『奈良県史』(第一一巻大和武士)、名著出版、一九九三年所収

(山形県立米沢女子短期大学、国立歴史民俗博物館共同研究員)
(一九九九年五月七日 審査終了受理)

Miyaza* and the Family in Villages in the Transition Period from the Middle Ages to the Early Modern Times: Focusing *Yamato-no-kuni*, *Ryumon-sogo

SONOBE Toshiki

This paper studies the relation between *miyaza* and the family in villages in the transition period from the middle ages to the early modern times (the 16th c. to the early 17th c.). It focuses on *Ryumon-sogo*, *Yamato-no-kuni* (Ryumon area, Yoshino-cho, Yoshino-gun, Nara pref. at present) with the function of *Ryumongu* (*Tenmangu* · *Onamuchinomiya*). This area spread from *Ryumon-Nanago* (westside, the basin of the Ryumon River) to the eastside (the basin of the Tsuburo River) with the irrigation of the Ogawa River.

The descriptive changes in the entries to the *Daitoirishu* diary (the annual list of *tonin* and *irishu*) have made it clear that by the middle of the 16th century, the general idea of family had been introduced into *miyaza* of *Ryumon-sogo*. The family concept brought in was originally an equal norm among gathering members. Then it became standardized that the one who inherited the family would inherit the *miyaza* membership, and *miyaza* would recognize the family succession of the members.

At the same time, with the background of general establishment and diffusion of the family concept, the new class members hitherto excluded from *miyaza* became influential. The momentum of this change was the unstable financial conditions of *sogo* and the family corvee. The introduction of the family concept into *miyaza* as a result transformed *miyaza* itself.

The rise of the new *sogo miyaza* members actualized the individual village *miyaza* by means of carrying out the work of *Ryumongu* festive directorship with the whole village corporation (*so-jige-itonami*). Making the order of the local turns and performing the directorship with local corporation gradually inclined one's mind from the *Ryumon-sogo miyaza* toward the individual village *miyaza*. Moreover, with the dual burden of *sogo* festive service and individual village festive service, the village *miyaza* collected the festive forces, and *Ryumon-sogo miyaza* gradually declined in power in modern times.

Finally the present writer points out that it is important to grasp the situation of the village *miyaza* as its membership was changing from a position in a village to the social status of a family. To understand this matter, it is necessary to find out when the word "*chonnan*" changed the meaning from "*otona* (the head of the village)" to "*choshi* (the first son)". We also need to study the process and the background of this change.
